

民法改正 取引はどうなる？

～契約実務、債権管理、契約の規定など実務における重要ポイント～

契約ルールを定める民法(債権法)が120年ぶりに改正され、2020年4月から施行されます。今回の改正では、経済や社会情勢の変化に対応した規定の新設や、これまでの判例等によって定着してきたルールの明文化などが行われ、その中には保証、賃貸借、約款や売買契約など重要な内容が含まれています。

セミナーでは、施行に備えて、どのような準備をすればよいのか、中小・小規模企業に影響が大きいと思われる内容や、施行にむけた対応のヒントを解説します。

ぜひご聴講ください。

●日 時：**令和元年11月21日(木)**
午後1時30分～午後3時30分

●場 所：上田商工会議所 5階ホール

●講 師：長野県弁護士会 所属
弁護士 佐藤 友則 氏(東信りんどう法律事務所)

●内 容：①民法改正で契約実務がこう変わる
②個人保証の要件
③定型約款(新設)
④契約締結・解除の注意点
⑤債権譲渡・消滅時効

●受講料：無 料

●定 員：40名

●申込方法：下記申込書に必要事項をご記入のうえ、
11月13日(水)までにFAX(25-5577)または
ホームページよりお申込ください。

●問合せ先：上田商工会議所 総務課 TEL.22-4500

●主 催：上田商工会議所 法務・金融部会 中小企業相談所

改正のポイント

- ★個人保証の要件が厳しくなります
- ★敷金の取扱いや修繕関係の権利義務が法律上明確になります。
- ★定型約款についての規定が新設されます。
- ★商品等引渡し前後の売主と買主の責任が明確となります。
- ★契約の解除条件が見直されます。
- ★売掛金などの債権の時効期間が変わります。

民法(債権法)説明会 参加申込書

申込先 FAX.0268-25-5577 上田商工会議所 総務課 行

事業所名			
所在地		電話番号	
参加者名		参加者名	

※ご記入いただいた個人情報については、今後上田商工会議所が行う講習会のご案内に利用させていただく場合があります。